

平成 30 年 8 月 20 日

加入者様
事務担当者様

日本 I T ソフトウェア企業年金基金

厚生年金基金の分配金の交付についての F A Q

平成 28 年 7 月 1 日付で解散した関東 I T ソフトウェア厚生年金基金の残余財産が確定し、残余財産分配金を当基金に持ち込む方について平成 30 年 6 月 13 日に資金の交付を受けました。

本日、各事業所に個人別の残余財産分配金についてのお知らせを送付しましたので、事務担当者様におかれましては、加入者の皆様に配付していただきますようお願いいたします。

次ページ以降に想定されるお問い合わせとそれに対するご回答を掲載しましたので、ご不明な点がございましたら、ご参照ください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）

目次

- Q1 「お知らせ」の送付対象者を教えてください。
- Q2 退職した者の「お知らせ」はどうすればいいですか。
- Q3 分配金はどのように算出されたのですか。
- Q4 「仮給付額」とは何ですか。
- Q5 持ち込まれた分配金はどうなっていますか。
- Q6 仮想個人勘定残高を確認する手段はありますか。
- Q7 「当基金の加入者期間に算入される期間」とは何ですか。

Q1 「お知らせ」の送付対象者を教えてください。

A1 平成30年7月13日現在の加入者のうち、以下のいずれかに該当する方です。

- ①平成28年6月30日時点において関東ITソフトウェア厚生年金基金の加入員であり、引き続き当基金の加入者になった方
- ②年金受給待期者として関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金を当基金に持ち込んだ方が実施事業所に就職し、当基金の加入者になった方

ただし、一度加入者資格を喪失し、全額給付を受けている方は対象外になります（該当者には別途ご本人あてでのお知らせを送付しています）。

Q2 退職した者の「お知らせ」はどうすればいいですか。

A2 平成30年8月20日までに退職した方（資格喪失年月日が平成30年8月21日以前の方）については、当基金から給付のご案内を送付する際、同じ内容のお知らせを同封します。破棄していただいても差し支えありません。

ただし、グループ会社間の事業所間異動の場合は、転籍先を經由してご本人様にお渡しください。

平成30年8月21日以降に退職する方（資格喪失年月日が平成30年8月22日以降の方）については、必ず事業所様からご本人様にお渡しください。

お手数をおかけすることとなりますが、よろしくお願いいたします。

※なお、ご本人様に郵送で「お知らせ」をお渡しになる場合において、「お知らせ」に直接宛名シールを貼付して郵送することはお控えください（宛所不明の場合、郵便物が当基金に返戻されるため）。

Q3 分配金はどのように算出されたのですか。

A3 関東ITソフトウェア厚生年金基金の独自給付には、基本年金のプラスアルファ部分と加算部分の2種類があり、分配金はそれぞれの給付を受ける権利に応じて概ね以下のように算出されています。

①基本年金のプラスアルファ部分

支給開始年齢から解散時点の年齢に応じた平均余命まで存命したとしての給付総額を支給するために解散時点で準備しておく必要がある資金（「給付現価」）

②加算部分

解散時点で一時金を受ける権利が発生したとして、その一時金額の約2倍

※通常、関東ITソフトウェア厚生年金基金の一時金を受けるには加入員期間が3年以上必要ですが、平成28年6月30日時点において加入中だった方は、加入員期間が3年未満の方も3年以上10年未満の方に準じて加算部分の分配金を算出しています。

算出された分配金額のうちの年金経理分が当基金における個人別の仮想個人勘定残高に加算される額になります。

Q4 「仮給付額」とは何ですか。

A4 解散前の時点で分配金の算出には概ね2年前後の時間を要するものと見込まれていましたが、分配金を当基金に持ち込んだ方については、この間に発生する給付を支給する必要があり、分配金の見込額の6割を先行して当基金に持ち込むこととしました。これに基づく給付を「仮給付額」といいます。「仮給付額」は平成28年7月7日付で個人別の仮想個人勘定残高に加算されています。

※なお、「仮給付額」算出に使用した分配金の見込額は、平成28年3月末の決算見込額と平成28年4月末時点の個人データに基づいています。したがって、平成28年6月末の決算額と個人データに基づいて算出した分配金の確定額とはズレがあります（「仮給付額」から10割の額を算出しても、分配金の確定額とは一致しません）。

Q5 持ち込まれた分配金はどうなっていますか。

A5 分配金の総額 [A+B] から「仮給付額」[A] を控除した額 [B] が平成 30 年 6 月 13 日付で個人別の仮想個人勘定残高に加算されています。

仮想個人勘定残高は、資格喪失後の給付の基礎となるものです。加入中は事業主様ご負担の掛金が毎月持分として積み増され、毎年 3 月末には所定の利息（0%～5%の変動制）が付与されます。退職などにより当基金の加入者資格を喪失した際、加入者期間や資格喪失時の年齢に応じて当基金の給付を受ける権利が発生しますが、一時金として受ける場合はこの仮想個人勘定残高がそのまま一時金額になります。

分配金は将来受ける予定の当基金の給付の一部に組み込まれたとお考えいただくこともできます。

Q6 仮想個人勘定残高を確認する手段はありますか。

A6 このたび配付した「お知らせ」は、関東 IT ソフトウェア厚生年金基金から交付を受けた分配金額をご案内することが目的のもので、仮想個人勘定残高は記載していません。

加入中の方には、毎年 5 月下旬ごろ、このたびと同様、事業所様経由で仮想個人勘定残高の「お知らせ」を配付しています。来年 5 月下旬ごろに配付予定の平成 30 年度末（平成 31 年 3 月末）時点の仮想個人勘定残高の「お知らせ」には、「このたび交付を受けた差額 [B]」が反映されることとなります。

Q7 「当基金の加入者期間に算入される期間」とは何ですか。

A7 当基金から老齢給付金（年金）を受けていただくためには 10 年の加入者期間が必要ですが、分配金の計算の根拠となった期間（≡関東 IT ソフトウェア厚生年金基金の加入員期間）は当基金の加入者期間と通算して取り扱われます。

「当基金の加入者期間に算入される期間」はこのために必要なデータで、当基金（日本 IT ソフトウェア企業年金基金）加入前に関東 IT ソフトウェア厚生年金基金に加入されていた期間です。

※当基金の第 1 年金は平成 28 年 7 月 1 日、第 2 年金は平成 27 年 10 月 1 日にスタートしています。

（例 1）

平成 20 年 4 月 1 日に関東 IT ソフトウェア厚生年金基金の加入員となり、平成 28 年 7 月 1 日から第 1 年金の加入者になった場合

↓

当基金の加入者期間に算入される期間

平成 20 年 4 月から平成 28 年 6 月まで 99 月

（例 2）

平成 23 年 4 月 1 日に関東 IT ソフトウェア厚生年金基金の加入員となり、平成 27 年 10 月 1 日から第 2 年金の加入者になった場合

↓

当基金の加入者期間に算入される期間

平成 23 年 4 月から平成 27 年 9 月まで 54 月

※なお、当基金から一時金を受けていただくためには本来は 3 年の加入者期間が必要ですが、分配金など以前加入していた年金制度の資産を持ち込んだ方は 3 年が 1 ヶ月に読み替えられます（3 年未満の方も一時金が受けられます）。